

医科点数表の解釈 令和4年4月版

Web追補 No.13 (令和5年5月号)

令和5年5月11日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和5年4月28日 厚生労働省告示第180号 (令和5年5月1日適用)
 - 令和5年4月28日 保医発0428第3号
 - 令和5年4月28日 保医発0428第4号 (令和5年5月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(<https://www.shaho.co.jp/publication/navi/>)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その48)」(令和5年4月28日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。


令和5年5月8日以降の取扱いに関する以下の事務連絡も掲載しています。

 - ・「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について」(令和5年4月17日医療課事務連絡)
 - ・「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」等の一部訂正について」(令和5年4月20日医療課事務連絡)
 - ・「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について(その2)」(令和5年4月27日医療課事務連絡)

頁	欄	行	変更前	変更後
399	右	上から16行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 [黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤
399	右	上から18行目	(最終改正; 令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号) [黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み]	(最終改正; 令 5. 4. 28 厚生労働省告示第180号)
417	右	上から15行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み〕	メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤
417	右	上から17行目	(最終改正; 令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号) 〔黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み〕	(最終改正; 令 5. 4. 28 厚生労働省告示第180号)
418	右	下から28行目	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み〕	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤
418	右	下から26行目	(最終改正; 令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号) 〔黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み〕	(最終改正; 令 5. 4. 28 厚生労働省告示第180号)
420	右	下から11行目	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み〕	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤
420	右	下から9行目	(最終改正; 令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号) 〔黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み〕	(最終改正; 令 5. 4. 28 厚生労働省告示第180号)
422	右	下から17行目	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み〕	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤
422	右	下から15行目	(最終改正; 令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号) 〔黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み〕	(最終改正; 令 5. 4. 28 厚生労働省告示第180号)
428	右	下から8~7行目	ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレヌマブ製剤	ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバ

頁	欄	行	変更前	変更後
			剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カブラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤, メトトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤 [黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み]	ロパラチド酢酸塩製剤, カブラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤, メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤
428	右	下から6行目	(令 4. 4.28 保医発 0428 8) (令 4. 5.31 保医発 0531 3) (令 4. 8.17 保医発 0817 4) (令 4. 8.31 保医発 0831 5) (令 4.11.15 保医発 1115 9) (令 5. 3.14 保医発 0314 4) [黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み]	(令 4. 4.28 保医発 0428 8) (令 4. 5.31 保医発 0531 3) (令 4. 8.17 保医発 0817 4) (令 4. 8.31 保医発 0831 5) (令 4.11.15 保医発 1115 9) (令 5. 3.14 保医発 0314 4) (令 5. 4.28 保医発 0428 3)
457			[D006-24肺癌関連遺伝子多項目同時検査とD004-2の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」の「(1)」を合算した所定点数(12,500点)を準用する項目として追加]	
			(1) 肺癌関連遺伝子多項目同時検査(7項目)は, 肺癌患者の腫瘍組織を検体とし, EGFR遺伝子検査, ROS1融合遺伝子検査, ALK融合遺伝子検査, BRAF遺伝子検査, METex14遺伝子検査, K-ras遺伝子検査及びRET融合遺伝子検査をリアルタイムPCR法により同時に実施した場合に, 患者1人につき1回に限り, D006-24肺癌関連遺伝子多項目同時検査とD004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査「イ」処理が容易なもの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものを合算した所定点数を準用して算定する。	
			(令 5. 4.28 保医発 0428 4)	
			(2) 肺癌関連遺伝子多項目同時検査(7項目)とD004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの(肺癌におけるEGFR遺伝子検査, ROS1融合遺伝子検査, ALK融合遺伝子検査, BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。), METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。))又はK-ras遺伝子検査に限る。), D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの(肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング), METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)又はRET融合遺伝子検査に限る。), D006-12EGFR遺伝子検査(血漿), D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「1」ROS1融合遺伝子検査, 「2」ALK融合遺伝子検査若しくは「3」METex14遺伝子検査, N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「4」EGFRタンパク若しくは「6」ALK融合タンパク又はN005-2ALK融合遺伝子標本作製を併せて実施した場合は, 主たるもののみ算定する。	
			(令 5. 4.28 保医発 0428 4)	
462	右	下から14行目	及び	はEIA法により,
462	右	下から13行目	EIA法	EIA法又はラテックス免疫比濁法
462	右	下から13行目	[次行に追加]	(令 5. 4.28 保医発 0428 4)
481			[D012感染症免疫学的検査の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数(420点)を準用する項目として追加]	
			◇ 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性 ア 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性は, ヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。 イ 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性は, イムノクロマト法により測定した場合に, D012感染症免疫学的検査の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。	
			(令 5. 4.28 保医発 0428 4)	
483	右	下から16行目	電気化学発光免疫測定法(定量)又は化学発光免疫測定法(定量) [黄色網かけはWeb追補No.2にて改正済み]	電気化学発光免疫測定法(定量), 化学発光免疫測定法(定量)又は免疫光導波検出法
484	右	上から4行目	(令 4. 7.29 保医発 0729 4) [黄色網かけはWeb追補No.2にて改正済み]	(令 4. 7.29 保医発 0729 4) (令 5. 4.28 保医発 0428 4)
953	右	下から24行目	1回のみ算定する。	1回のみ算定する。ただし, 「3」のHER2タンパクについては, 化学療法歴のある手術

頁	欄	行	変更前	変更後
				<p>不能又は再発乳癌患者について、過去に乳癌に係る「3」のHER2タンパクの免疫染色を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応の判定を補助する目的で薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2が低発現であることを確認し抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するためにHER2タンパクの免疫染色を再度行う場合に限り、当面の間、別に1回まで算定できる。なお、再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  (令 5. 4. 28 保医発 0428 4)</p>
1109	—	上から5行目	<p>(最終改正；令和5年3月14日 厚生労働省告示第71号)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み]</p>	<p>(最終改正；令和5年4月28日 厚生労働省告示第180号)</p>
1112	左	下から22行目	<p>、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み]</p>	<p>、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る。)</p>
1523	—	上から8行目	<p>(最終改正；令和5年3月14日 厚生労働省告示第70号)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み]</p>	<p>(最終改正；令和5年4月28日 厚生労働省告示第180号)</p>
1554	右	上から26行目	<p>ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No.11等にて改正済み]</p>	<p>ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤</p>

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。